



**JASDAQ**

平成28年1月22日

各位

会社名 株式会社ホテル、ニューグランド  
代表者名 代表取締役社長 濱田 賢治  
(JASDAQコード・9720)  
問合せ先 常務取締役 里見 辰彦  
(TEL 045-681-1841)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年2月25日開催予定の第138回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行すること及び「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

当社は設立以来、横浜市および横浜市民の皆さまとの密接な協力関係を維持しており、今後、創業100年、200年を見据えた中長期の企業価値の向上およびホテル事業の発展創造のためには、株主様ならびに横浜市および横浜市民の皆さまをはじめとする国内外のステークホルダーの期待によりの確に応えうるガバナンス体制の構築が必要と考えております。今般、取締役会の議決権を持った社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担う体制に移行することにより、各ステークホルダーの立場を踏まえた、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指してまいります。

##### (2) 移行の時期

平成28年2月25日開催予定の当社第138回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

## 2. 定款の一部変更について

### (1) 定款変更の目的

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- ② 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役の責任免除の規定及び責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。  
なお、定款変更案第 28 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記の変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

### (3) 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 2 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 2 月 25 日

以上

【別紙】 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(機関) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機関) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人
第6条～第16条 (条文省略)	第6条～第16条 (現行どおり)
<b>第4章 取締役及び取締役会</b>	<b>第4章 取締役及び取締役会</b>
(員数) 第17条 当社の取締役は、15名以内とする。	(員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は7名以内とする。</u>
(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2 (条文省略) 3 (条文省略)	(選任方法) 第18条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。  2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)  <u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
第20条～第21条 (条文省略)	第20条～第21条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、その開催日より3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 (条文省略)

(新設)

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれを記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第25条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(新設)

## 第5章 監査役及び監査役会

第22条 取締役会の招集通知は、その開催日より3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 (現行どおり)

(業務執行の決定の取締役への委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれを記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第26条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

<p>(員数) 第27条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第28条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第30条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 <u>監査役会の招集通知は、その開催日より3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) 第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第33条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則) 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、その開催日より3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第30条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録) 第31条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則) 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p>
---	--

第6章 会計監査人

第36条～第37条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第39条～第42条 (条文省略)

第6章 会計監査人

第33条～第34条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第36条～第39条 (現行どおり)